



三井デザインテック株式会社
CFP 削減量算定方法論
妥当性確認報告書

三井デザインテック株式会社
代表取締役社長 村元 祐介 殿

1. 妥当性確認対象

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社(以下、「SOCOTEC」という。)は、三井デザインテック株式会社(以下、「会社」という。)が定める CFP 削減量算定方法論「特注家具の CFP 削減量の算定方法論 Ver.1.0」に基づき、特注家具の CFP 削減量が適切に算定され且つ、運用されるかについて妥当性確認を行った。

本件の目的は「特注家具の CFP 削減量の算定方法論 Ver.1.0」の妥当性を客観的に評価し、第三者としての意見を表明することである。

2. 妥当性確認概要

SOCOTEC は、「JIS Q 14064-3:2023 (ISO 14064-3:2019) 温室効果ガスに関する声明書の検証及び妥当性確認のための仕様及び手引」の要求事項に準拠した SOCOTEC の手順に基づいて妥当性確認手続きを実施した。妥当性確認対象範囲は、「特注家具の CFP 削減量の算定方法論 Ver.1.0」である。

保証水準は「限定的保証水準」を適用して手続きを実施した。

妥当性確認手続きでは、会社において、「特注家具の CFP 削減量の算定方法論 Ver.1.0」における特注家具の CFP 削減量の算定バウンダリー、算定体制を確認し、「特注家具の CFP 削減量の算定方法論 Ver.1.0」に従って、特注家具の CFP 削減量が適切に算定され且つ運用されるかについて確認した。

3. 妥当性確認の結論

会社による「特注家具の CFP 削減量の算定方法論 Ver.1.0」に基づき、特注家具の CFP 削減量が適切に算定・運用されない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

「特注家具の CFP 削減量の算定方法論 Ver.1.0」の責任は会社であり、本妥当性確認に関する責任は SOCOTEC にある。

会社と SOCOTEC との間には、特定の利害関係はない。

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
執行役員社長 二場 誠吾

Seigo Futaba

2025年11月28日

GCSC5703-1_2